

パリ協定の下での 野心引き上げメカニズム

公益財団法人地球環境戦略研究機関
気候変動とエネルギー領域リーダー
関西研究センター副所長



田村 堅太郎

パリ協定は、産業革命以降の気温上昇を2℃より十分低く抑え、さらに1.5℃に抑制することめざし努力を追及するという非常に野心的な長期目標(2℃/1.5℃目標)を設定した。この長期目標の実現に向けて、なるべく早い時期に世界の温室効果ガス(GHG)排出量を頭打ちさせ、今世紀後半までに人為的な排出量と吸収量を均衡させる、つまり正味での排出量をゼロにすることを求めている。他方、国際条約が各国に対して排出量削減を「強制」できないという政治的現実を踏まえ、パリ協定は各国がそれぞれの国情に基づき自主的に国別目標を策定し、提出する形をとっている。この組み合わせは、非常に野心的な長期目標の設定と普遍的な参加(への合意)という点でのパリ協定の成功要因となった。その一方で、現時点で各国が自主的に提出している国別目標案を合算しても、1.5℃抑制はおろか2℃抑制にも届かないというギャップが生じてしまっている。

このギャップをどのように埋めるのかは、パリ協定が実効性を持てるかどうか直結する。パリ協定は、現時点では多くの国が野心度の高い排出量削減にコミットすることが国内政治的にも難しいことを見越し、今後、段階的に各国の取り組みの野心度を引き上げていくメカニズムを組み込んでいる。いわば野心引き上げメカニズムともいえるこの仕組みは、次の3つの要素からなる(図1参照)。

一つ目の要素は、国内プロセスに関するものである。各国は国別目標を5年毎に策定し報告する法的義務が課されており、新たに策定する国別目標は以前のものより「前進的」であることが求められている。また、すべての国は、パリ協定の長期目標を念頭に長期的な低排出発展戦略を策定・報告することも求められている。長期発展戦略を策定することで、より短期のサイクルで更新する国別目標を長期的視点に立って、長期目標と整合性のある形で、5年サイクルをまわしていくことが可能となる。

二つ目の要素が、「強化された透明性枠組み」である。この枠組みの下、各国の排出目録(インベントリ)と国別目標達成に向

内 容

P.1 パリ協定の下での 野心引き上げメカニズム

公益財団法人地球環境戦略研究機関
気候変動とエネルギー領域リーダー
関西研究センター副所長
田村 堅太郎

P.3 パリ協定後の気候変動対策 —世界長期目標・各国長期戦略・ 国別目標の役割—

気候変動とエネルギー領域
研究員
鈴木 暢大

P.7 パリ協定の下での透明性枠組み のあり方についての議論が開始

関西研究センター副所長/
気候変動とエネルギー領域
エリアリーダー・上席研究員
田村 堅太郎

P.9 透明性の能力開発イニシアティブ (CBIT)の動向

気候変動とエネルギー領域
研究員
梅宮 知佐

P.11 パリ協定のグローバル・ストック テイクによる目的の達成、 野心引き上げに向けた議論と 課題

気候変動とエネルギー領域
研究員
吉野 まどか

特別寄稿

P.14 パリ協定の発効の見通しと 早期発効の影響

名古屋大学 大学院環境学研究所 教授
高村 ゆかり

P.19 出版・活動報告

けた進捗状況に関する情報が提出され、専門家による技術的レビューの対象となり、各国は多国間検証に参加することとなる。このプロセスを通じて、各国の行動や支援の透明性を高めていくことにより、お互いの努力具合をチェックしあうことが可能となり、より意欲的な取り組みに向けた相互作用が生み出されることが期待される。

また、この透明性枠組みは、野心引き上げメカニズムの三つ目の要素であるグローバル・ストックテイクに情報を提供することになる。グローバル・ストックテイクとは、パリ協定の目的および長期目標の達成に向けた全体の進捗状況を5年毎に確認するプロセスである。透明性枠組みからの情報提供のほか、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) などを情報源とすることが想定されている。グローバル・ストックテイクは、各国が5年毎に国別目標を策定する2年前に実施され、その時点での取り組みが全体として2°C/1.5°C目標からどの程度乖離しているかが確認されることになる。その結果に基づき各国は国別目標を更新・強化することが求められている。

このように野心引き上げメカニズムが実際に機能するためには、この3つの要素がそれぞれに機能し、要素間の連携が強化されていくことが期待される。しかし、現段階では各要素の詳細については決まっておらず、各要素間の連携についても具体的にどのような形でおこなわれるのか、あるいは具体的にどのような情報が要素間で伝達されるのかについては今後の交渉に委ねられている。

野心引き上げへの貢献という観点からは、まずは、この3つの要素が関連し合っていることを認識することが重要となる。その上で、それぞれがどのように機能し、互いに連携し合うのかを検討していく必要がある。クライメート・エッジ本号では、長期戦略と国別目標5年サイクルとの連携、透明性枠組み、グローバル・ストックテイクのそれぞれについて、野心引き上げメカニズムへの貢献という観点からみた機会や課題について検討する。

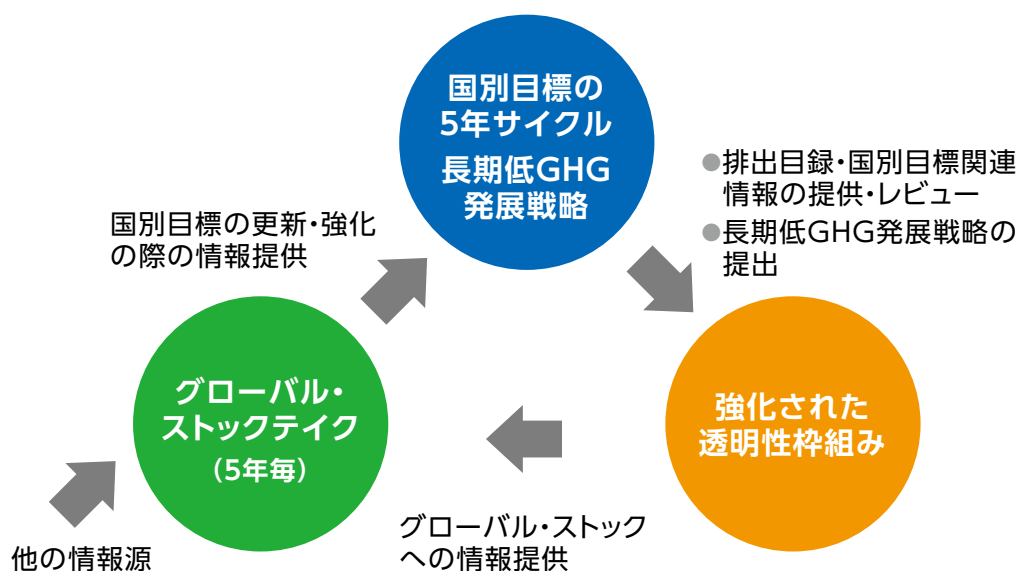


図1 野心引き上げメカニズムの3要素

テーマ別：長期戦略

パリ協定後の気候変動対策 —世界長期目標・各国長期戦略・国別目標の役割—



気候変動とエネルギー領域
研究員
鈴木 暢大

はじめに

気候変動に対処し、脱炭素社会を実現するには、昨年のCOP21にて採択されたパリ協定の定める3つの要素：①1.5/2.0℃目標ならびに今世紀末までに人為的排出量ゼロを掲げる「世界長期目標」、②脱炭素化に向けた中長期的な戦略であるべき「長期低GHG排出発展戦略 (Long-term Low Greenhouse gas Emission Development Strategies)」、及び③短期的な排出量の削減目標等を定める「国別目標 (Nationally Determined Contribution: NDC)」が、それぞれの役割を果たしつつ連携することが不可欠である。本稿は、パリ協定の関連合意事項を振り返ると共に、各国が長期戦略を構築することの重要性、また長期戦略・世界長期目標・国別目標間の連携を構築することの重要性について論じる。加えて、最近の世界動向について紹介した上で今後の課題と日本への期待について言及する。

パリ協定内における関連合意事項

気候変動政策の「歴史的な転換点」と称される昨年の気候変動枠組条約のCOP21、およびその成果であるパリ協定¹は、「世界の平均気温上昇を工業化前と比べ2℃より十分低く抑制し、1.5℃未満に向けて努力する(以下、1.5/2.0℃目標)」ことを協定の目的および世界全体の長期目標(協定2条)と設定した。さらには「21世紀後半に人為的な温室効果ガス(GHG)の排出量と吸収量のバランスを達成(事実上の人為的排出量ゼロ：脱炭素化)するべく排出削減を進め(4条1項)、すべての締約国に対し、「国別目標」を準備・提出・維持(4条2項)し、更には「5年毎に提出」(4条9項)することを定めている。そして「21世紀半ばまで(COP21決定、パラ36)」の「長期低GHG排出発展戦略(以下、長期戦略)」を「全締約国が、協定が定める長期目標に留意しつつ策定」(4条19項)することを奨励し、「2020年までに提出」(COP21決定、パラ35、36)²することを求めている。

上記のうち短期的な排出量の削減目標等を定める国別目標の準備・提出・維持は締約国の法的義務である一方、脱炭素化に向けた中長期的な戦略であるべき長

期戦略の策定・提出は努力目標である。いずれにしても各国がそれぞれの目標を設定し、国レベルで戦略を構築するボトムアップのプロセスを採用している。また、提出に法的義務の無い長期戦略はもちろんのこと、国別目標の「達成」にも法的義務は生じない。

長期戦略の構築と世界長期目標ならびに国別目標との連携の重要性

長期戦略が協定に位置づけられた意義は大きい。その理由は大きく3つある。第一に、締約国が21世紀後半への長期的な世界目標を見据え長期戦略を構築することによって、より野心的かつ具体的な短・中期の国別目標への落とし込みが可能になると期待できること。第二に、5年毎に更新される国別目標の「達成」には法的拘束力がない一方で、締約国が長期戦略により自国目標の到達先を明確にすることで、世界長期目標達成の透明性が向上されること。そして第三に、おそらく最も重要な点として、各国がより長期的な視点に基き、費用対効果が高く戦略的で着実な気候変動対策を実施していくことが促進されること、である。また国がこうした長期的展望を示すことは、民間企業ならびに投資家に対する脱炭素化に向けた長期的視点を伴う投資を強化するためのシグナルとなり得る。

長期戦略の重要性は、公式会合の場ではCOP15(コペンハーゲン)で始めて言及された³。翌年のCOP16の成果であるカンクン合意では、先進国に対しては低排出発展戦略(Low Emission Development Strategies or Plans: LEDS)の策定・提出を求め、発展途上国に対しては「(策定を)奨励(encourage)」した⁴。しかし、戦略の定義・目的やその詳細内容に関する共通理解の醸成には至らなかった。今回のパリ協定は、世界共通の長期目標として1.5℃/2.0℃目標を明確に示した上で、COP21決定と共に「全」締約国に対して、2020年までに2050年に向けた戦略を策定・提出することを求めている。

つまりパリ協定は、①世界長期目標、各国の②長期戦略ならびに③国別目標が連携していくための重要な機会を提供している。この3つの要素がそれぞれに整

合性の取れた形で強く連携することが気候変動に対処し、脱炭素社会を実現するための要と言える。なぜなら各国それぞれの脱炭素化に向けた戦略と行動計画の積み上げが、世界の1.5/2.0℃目標、そして脱炭素型未来の実現に足る必要があるからである。

パリ協定採択後の関連世界動向

2016年5月、富山で開かれたG7環境大臣サミットにおいても、気候変動と長期戦略には大きな焦点が当てられている。成果物であるコミュニケには、長期戦略策定におけるG7の主導的役割を強調しつつ、G7各国がCOP21で定められた2020年という期限を見据え、可能な限り早期に戦略を策定し、UNFCCC事務局に提出することが宣言されている⁵。更にこの重要性はG7伊勢志摩首脳宣言においても再度強調され、そこにはパリ協定の関連条項に添う形で「今世紀半ばの温室効果ガス低排出型発展のための長期戦略」と明記され、2050年に向けた戦略策定への強固な意志が示されている。

かつて気候変動対策には比較的消極的であった世界二大排出国である中国および米国は、過去数年の間に急速に歩みを揃え、気候変動に対する各国の政策を後押しするというリーダーシップを発揮しつつある。COP21前の2015年9月には、「米中共同声明」⁶を発表し、パリ協定採択の重要性、また2度目標に留意した長期戦略の必要性を強調していたが、早くも2016年3月には、両国が今年中にパリ協定へ批准するための準備を進めていくことを世界に向け宣言している⁷。6月に開催された第8回米中戦略対話においても気候変動は改めて重要議題として扱われ、二国間における行動強化のみならず、G20各国を巻き込んでいく意思が表明されている⁸。米国においてはさらに、2016年3月の「米加共同声明」にて、今年中に長期戦略を策定し終えることを明言している。

しかし、残念ながら国際交渉の場においては議論の進展は見られていない。同じく2016年5月、ドイツ・ボンにて開催された第1回パリ協定特別作業部会(APA 1)にて、パリ協定の着実な実施に向けた詳細ルールの策定に関する国際交渉がスタートした。本交渉では2020年までに準備・提出が求められている国別目標について共通フォーマット作成を含むガイダンスに関する議論が始まった一方で、長期戦略に関する言及は極めて限定的であった⁹。世界長期目標と国別目標との連携については議論さえも始まってはいない。

今後の課題

まず前提として、パリ協定の長期目標の実現のために各国は現在の約束草案(Intended Nationally Determined Contribution: INDC)において示されて

いるレベルよりも遥かに野心的な排出戦略ならびに目標を策定する必要がある。現在の各国約束草案を積み上げると今世紀末までには2.7~3.7℃の気温上昇が予想されており¹⁰、このままでは1.5℃どころか2.0℃の達成も難しい。例えばClimate Action Trackerは、32カ国の約束草案を評価し、そのうち26カ国を「2度目標達成に十分でない(insufficient)」としている¹¹。1.5度を目指すのであればなおさら、締約国の今後の大きな指針となるべき長期戦略ならびに短・中期の行動計画であるべき国別目標において更なる野心が示される必要がある。

世界目標の達成に必要な十分な野心を持つ長期戦略と国別目標を策定していく際には、以下3つの大きな課題が存在する。

第一の課題は、先に重要点として論じた、「世界長期目標から長期戦略また国別目標への落とし込み」をどう担保するか、である。既に述べた通り、パリ協定はこのための機会を提供しているものの「Article 2(世界長期目標)を留意しつつ、長期戦略を構築・・・」と表現されるに留まり、連携の強度については締約国の解釈を許している。さらに長期戦略と国別目標の連携については明確な言及はなく、このままでは両者が互いに一人歩きしてしまう懸念もある。そのため出来るだけ早期に本件を国際交渉の重要議題として取り上げ、締約国の間で今世紀末に脱炭素化を達成するための長期戦略の役割および世界長期目標ならびに国別目標との連携の在り方に関する議論を開始し、共通見解を醸成していくことが極めて重要である。その際、これまでの国別戦略や目標の多くがフォアキャスト(積み上げ式)で策定されているのに対し、パリ協定を受けて策定(もしくは既に存在する戦略のアップデート)されるべき2050年までの長期戦略は、世界目標を見据えたバックキャストの要素を含む必要があることに留意すべきである。これは決して容易なことではないが、1.5/2.0℃目標を達成するための世界排出許容量(カーボンバジェット)を各国に配分していくことが一つの方法として挙げられる。この方法においては、各国間の衡平性(Equity)をどう担保していくかが極めて重要かつ大きな争点となるだろう。

第二の課題は、どのようにして「全」締約国が長期戦略の構築と世界長期目標ならびに国別目標との連携プロセスに積極的に関与するよう促進していくか、である。パリ協定によって同じ土俵に立った全ての締約国が、今度は足並みを揃え1.5/2.0℃目標ならびに脱炭素化への道を歩んでいく必要がある。さらに長期戦略は、脱炭素化だけを目的にするのではなく、国家の長期的な成長戦略として策定されるべきである。

今世紀後半の世界排出量のネットゼロを目指して2050年までに世界排出量を半減させるとすると、世界全体での2050年の一人当たり排出量は2トン弱となる¹²。これに対し、いわゆる新興国のみならず、多くの途上国でも既に一人当たり2トン以上の排出量となっている（例えば2011年時点で中国は約7トン、タイは約5トン）¹³。つまり、排出を抑制・削減しつつ、豊かな社会の構築を目指した長期的な成長戦略を策定・実施していくことは、経済発展の度合いや国レベルの排出規模の大きさに関わりなく重要となる。そうすることで、例えば経済規模が小さく絶対的排出量が少ないため世界的な脱炭素化においては果たす役割の重要性が低い国々にとっても、長期戦略を策定し、実施していくことが重要になる。

こうした流れを後押しするためにも排出量の特に多い先進国や経済成長の著しい国々例えばG20各国が、率先して長期戦略を世界長期目標と整合性の取れた形で策定し、さらには国別目標へと落とし込み、その連携プロセスならびに政策の実施がいかに国益に資するかを積極的かつ具体的に発信していく必要がある。

第三の課題は、どのようにして長期戦略策定のプロセスに多様なステークホルダーを巻き込んでいくか、である。脱炭素化への道のりは、国やビジネスの在り方はもちろんのこと、国民の日々の暮らしを大きく変革していく。国の長期的な成長戦略として位置づけられるべき長期戦略は、国、自治体、民間事業者、更には家庭に至るあらゆるステークホルダー間の協議によって策定されるべきであり、そうすることで各人の戦略に対するオーナーシップ（当事者意識）を醸成することが可能となる。繰り返しになるが、パリ協定は世界共通の長期目標を設定するものの、その達成に向けての戦略および行動計画は各国が主導的に策定・実施するプロセスを採用している。これは長い国際交渉の過程で気候変動への対処には国際合意のみならず、国内における様々なステークホルダーがそれぞれ行動を起こすことが不可欠であり、ボトムアップ型の枠組み構築が現実的であると考えられたためである¹⁴。しかしこの場合、それぞれのステークホルダーによる戦略および行動は、長期的に同じゴールへ到達するためのツールとして機能しなければならない。つまり世界長期目標と整合性のある形で各国の長期戦略が策定され、またそれが国別目標へと落とし込まれると共にあらゆるステークホルダーが達成に向けた取り組みを積極的にまた自発的に計画・実施していくことが、気候変動に対処し脱炭素社会を現実のものとするカギである。

日本への期待

日本においては、現在、2050年までに80%の排出削

減という国家長期目標を掲げているが、パリ協定で規定された世界長期目標を受け、まずは80%という数値が世界目標の達成に十分であるか再度検証する必要があるだろう。その際、80%はあくまで脱炭素化に向けた通過点であることを念頭に、ネットゼロ排出をいつまでに実現するのか、検討することが重要である。その上で、(新たな、もしくは同じ)国家長期目標と現在の日本の約束草案との整合性を検証しつつ、目標達成に向けた長期戦略を構築し、国別目標をそのアクションプランとして策定することが急務である。

気候変動問題は、環境問題であると共に、政治的・経済的・社会的リスクを伴う現代社会全体の課題として捉える必要がある。重要なのは、実現を目指す脱炭素型の未来という共通ビジョンを掲げ、そこに至るまでの戦略を練ることであり、その下で必要な段階的絶対削減量を短期的目標として定めることである。そのため、気候変動に対する長期戦略は環境省のみならず、全ての関連省庁間の連携、および民間事業者、また市民を巻き込む形で策定される必要がある。

現在、環境省では「長期低炭素ビジョン小委員会」が、経済産業省では「長期地球温暖化対策プラットフォーム」がそれぞれの省内に立ち上げられ、並行して長期戦略の策定に向けた議論が行われている。いずれにおいても官民連携や産学連携が一つの重要テーマとして議論されると想定できる。気候変動という社会全体の課題に取り組んでいくために、国の舵取りを担う政府ならびに関連省庁が、長期戦略の策定を一つの重要な機会として捉え、必要な官官連携についても協議され、脱炭素化を可能とする政策連携が積極的に構築されていくことに期待したい。

更には、そうした未来を実現するための課題と取り組みの方向について、科学的裏づけに支えられつつ明らかにするとともに、その実現の重要性に関する知見を広く共有することで脱炭素化という考え方の社会的受容性を高めていくことが重要である。現在世界において、新たなインフラやビジネス・モデル、例えば再生可能エネルギーへのシフトによる経済効果¹⁵や化石燃料の燃焼減少に伴う大気汚染の軽減による健康便益効果¹⁶等、脱炭素型の未来に向けた変革に伴う様々な便益に関する研究が進められている。日本においてもこれからの未来に関するビジョンが、現代および将来世代の便益の最大化を目的として様々なステークホルダーとの対話を経て構築され、日本の未来に責任ある全ての人々の当事者意識が促進される形で戦略が策定されると共に着実に実行へと移されていくことに期待したい。

いち早く長期戦略を策定し、世界目標ならびに国別

目標との連携の在り方を示すことは、今年G7の議長国を務めG7メンバーの積極的な声明を引き出すことに成功した日本が取るべき役割であり、また気候変動の国際交渉において再びリーダーシップを発揮するための機会でもある。更には、脱炭素型の社会・経済・

ライフスタイルを創造し、これからの世界の発展の在り方をモデルとして示しつつ世界を牽引していくことが、これからの日本の長期的成長戦略の要となり得るだろう。

¹ 現在の批准状況を含む最新情報は、UNFCCCの特設ページを参照。
http://unfccc.int/paris_agreement/items/9485.php (accessed 21 June 2016)

² COP21決定 <https://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/109.pdf> (accessed 21 June 2016)

³ Copenhagen Accord <http://unfccc.int/resource/docs/2009/cop15/eng/11a01.pdf> (accessed 27 June 2016)

⁴ カンクン合意 <http://unfccc.int/resource/docs/2010/cop16/eng/07a01.pdf> (accessed 22 June 2016)

⁵ 2016年G7富山環境大臣会合コミュニケ (仮訳)
https://www.env.go.jp/earth/g7toyama_emm/japanese/_img/meeting_overview/Communique_jp.pdf (accessed 21 June 2016)

⁶ 気候変動に関する米中共同声明
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/09/25/us-china-joint-presidential-statement-climate-change> (accessed 27 June 2016)

⁷ 米中共同声明
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2016/03/31/us-china-joint-presidential-statement-climate-change> (accessed 27 June 2016)

米加共同声明
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2016/03/10/us-canada-joint-statement-climate-energy-and-arctic-leadership> (accessed 18 August 2016)

⁸ 第8回米中戦略対話・気候変動サマリー
<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2016/06/258178.htm> (accessed 27 June 2016)

⁹ SB44の会議サマリー (英語) は、IISDにより提供されている。
<http://www.iisd.ca/download/pdf/enb12676e.pdf> (accessed 21 June 2016)

¹⁰ UNFCCCによる統合報告書の他、国際エネルギー機関 (IEA) や国連環境プログラム (UNEP) 等の国際機関に加えて、様々な政府機関および研究機関が世界のINDCの分析を行っている。米国の世界資源研究所 (WRI) はそれらの分析結果を更にまとめ、2.7-3.7°Cという気温上昇の範囲を示している。
<http://www.wri.org/blog/2015/11/insider-why-are-indc-studies-reaching-different-temperature-estimates#comments> (accessed 21 June 2016)

¹¹ Climate Action Tracker (2015). 2.7° C is not enough – we can get lower.
http://climateactiontracker.org/assets/publications/briefing_papers/CAT_Temp_Update_COP21.pdf (assessed: 15 June 2015)

¹² 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第5次評価報告書を参照すると、2°C目標と整合性ある排出シナリオはRCP2.6である。統合報告書のp.21にあるFigure SPM.11で示されているとおり、RCP2.6のシナリオでは、2010年に約40GtCO₂であった世界の排出総量を2050年には20 GtCO₂へと半減、さらに2100にはほぼゼロへと減少させる必要があることが示されている。国連によれば2050年の世界人口は約97億人であるため、2050年に20 GtCO₂に半減させるには、一人当たりの排出量を平均約2トンに抑制する必要がある。
https://www.ipcc.ch/pdf/assessment-report/ar5/syr/AR5_SYR_FINAL_SPM.pdf (accessed 18 August 2016)

https://esa.un.org/unpd/wpp/publications/files/key_findings_wpp_2015.pdf (accessed 18 August 2016)

¹³ 世界銀行 一人当たりのCO₂排出量
<http://data.worldbank.org/indicator/EN.ATM.CO2E.PC>

¹⁴ 例えば、ノーベル経済学賞を受賞した米・インディアナ大学のエリノア・オストロム教授は、様々なアクターによる気候変動対策への行動の重要性を提唱し、排出削減のための協調行動におけるガバナンスについて言及している。Ostrom, E. (2010). Polycentric systems for coping with collective action and global environmental change. *Global Environmental Change*, 20(4), 550-557.

¹⁵ 世界再生エネルギー機関 (IRENA) は最新報告書において、世界のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーを2倍に増加させることによって2030年に1.1%のGDP成長や2400万の新規雇用が創出可能、と発表している。
http://www.irena.org/DocumentDownloads/Publications/IRENA_Measuring-the-Economics_2016.pdf (accessed 21 June 2016)

¹⁶ 米国のオバマ政権で成立した、2030年までに2005年目で32%の排出削減を目指す「クリーンパワープラン」(現在最高裁判所によって実施の差し止めが行われている)も健康・福祉便益を重要な効果と強調する。
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/08/03/fact-sheet-president-obama-announce-historic-carbon-pollution-standards> (accessed 21 June 2016)

また、世界保健機関 (WHO) は、CO₂のみならず、メタンやオゾンを含む短寿命気候汚染物質 (Short-Lived Climate Pollutants: SLCPs) による大気汚染は、年間700万人の喪失に繋がっていると警告している。
http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/189524/1/9789241565080_eng.pdf?ua=1 (accessed 21 June 2016)

.....

テーマ別：透明性

パリ協定の下での透明性枠組みのあり方についての議論が開始



関西研究センター副所長／
気候変動とエネルギー領域
エリアリーダー・上席研究員

田村 堅太郎

1. はじめに

パリ協定は、温暖化による気温上昇を産業革命前に比べて2℃よりも十分低く抑え、さらには1.5℃以下に向けた努力を追求するという長期目標を打ち立て、全ての国が排出削減行動をとり、段階的にその取り組みを強化していくことを目指している。各国の行動や支援の透明性を高めていくことにより、お互いの努力具合をチェックしあうことが可能となり、より意欲的な取り組みに向けた相互作用が生み出されることが期待される。本稿では、パリ協定の下での強化された透明性枠組みのあり方を巡る対立点を整理し、今後の展望を述べる。

2. 野心向上から見た透明性枠組みの論点

各国の取り組みの強化（野心の向上）を促す上で、透明性枠組みのカギとなるのは、比較可能性である。現在提出されている国別約束草案(intended nationally determined contributions: INDCs)は、その中身が多様であり、各国の努力具合の比較を困難にしている。そのため、相互チェックを通じた野心度引き上げに向けたモメンタムを作り出すためには、比較可能性を担保するような共通ルールを構築する必要がある。実際、比較可能性はNDCsのアカウントティング・ルールの基本原則のひとつとなっている。

その一方で、パリ協定では、報告の内容や頻度、レビュー対象についての柔軟性の確保も謳われている。これは、定期的な報告を行う経験やそのための能力・体制が十分でない国への配慮である。つまり、野心向上メカニズムの視点から見ると、透明性枠組みを構築する上での最大の課題は、いかにして適切なレベルの柔軟性を組み込むかである。別の言い方をすると、異なる国情や能力を考慮した柔軟性を認めつつ、いかに比較可能性を確保するかということになる。

2016年5月ボンで開催された、パリ協定の発効及び実施に向けた準備作業を行うパリ協定準備特別作業部会(APA)の第一回会合では、透明性枠組みに関する各国の最初の意見交換が行われた。この中で、特に対立が目立ったのが柔軟性のあり方であった。

3. 主要交渉グループのポジション

先進国の歴史的責任を主張する同志途上国グループ(Like-Minded Developing Countries group: LMDC)は、先進国と途上国という二分論に基づいて、透明性枠組みの下での報告内容や頻度、提出情報の検証方法について差異を設けることを求めた。特に、6月23日のAPA非公式協議の場での中国とAPA共同議長とのやり取りは、LMDCの立場を明確に示している。中国は、各国の排出削減に関して提出される情報は「(先進国や途上国といった)国の属性に基づいて差異化されるべき」と主張した。これに対し、APA共同議長から「今後、ある途上国が絶対量の排出削減目標を採用することになった場合、いかなるアカウントティング・ルールや原則が適用されるべきか？」との問いかけがなされた。これに対し、中国は「先進国と途上国が同じ形式のNDCを提出したとしても、提出する情報は差異化されるべきである。これは、差異化はNDCの形式のみに依拠するのではなく、異なる能力を反映することの方がより重要であるからだ」と述べた。また、インドは能力を測るモノサシとして、人間開発指標(HDI)を使うべきとしている。これは、GDPなどの経済指標と比べ、HDIの方が先進国と途上国との差がより明示的となるからだと思われる。つまり、透明性枠組みの下での報告内容や検証プロセスは、先進国と途上国の間で差異化され、柔軟性は途上国に対し先進国よりも緩いプロセスを求めるという形で与えられる、ということになる。このような考え方は、サウジアラビア、マレーシア等の他のLMDCの国々からも異口同音に出された。

これに対し、米国やEUは、透明性枠組みの下では先進国と途上国との間での差異化を設けるべきではなく、柔軟性は能力の面で本当に必要とする国にのみに与えられるべきと発言した。さらに、排出量の時系列データの収集や定期的な報告に関しては「実施による学習」が重要であると指摘し、柔軟性の付与は、異なる能力を固定するためのものではなく、能力に応じて経験値を引き上げるためのものであると主張した。

他方、途上国の中からも、先進国と途上国という二分論とは異なる差異化の考え方も出されている。例えば、AILAC (Independent Alliance of Latin America

and the Caribbean) の中心メンバーであるコロンビアは、提出される情報の内容は異なるNDCsの形式(絶対量排出削減目標、BAU比削減目標等)に合わせて違うものとするべきと主張している。

4. おわりに

このような透明性枠組みのあり方を巡る先進国、LMDC、AILACの間の意見の相違は、COP21以前にも見られた対立を彷彿とさせる。その根底には、誰がどのような義務・責任・負担を負うのかという「共通だが差異ある責任及び各国の能力」原則の解釈・適用を巡る異なる考え方がある。しかし、パリ協定が目指す今世紀後半までの脱炭素化(実質、排出ゼロ)は社

会の大転換を否応がなくもたらす。そのような大転換が不可避であれば、負担や努力の分担という視点だけではなく、むしろ大転換の中でどのようにチャンスを掴み、便益を確保するのかといった発想が必要となる。冒頭、透明性枠組みの中で比較可能性がカギと述べたが、各国の取り組みについての透明性・比較可能性を高めるだけでなく、そうした取り組みによってもたらされる便益(例えば再生可能エネルギーの投資拡大による雇用の拡大や大気汚染の改善等)についても情報交換することにより、各国のより積極的な取り組みを引き出すことに貢献できる可能性がある。新たな発想に基づく、透明性枠組みの構築が期待される。

.....

テーマ別：能力開発

透明性の能力開発イニシアティブ(CBIT)の動向



気候変動とエネルギー領域
 研究員
 梅宮 知佐

はじめに：パリ協定では、各国の排出削減目標に向けた進捗を明らかにするため、先進国・途上国に対して“強化された”透明性の枠組みが設立された(協定13条)。パリ協定は、各国が自主的に設定する目標の積み上げ、又継続的な野心の引き上げによって、世界全体の温室効果ガス排出量を削減するアプローチをとっており、これを支えるためには、各国の対策の進捗管理を透明性を持って把握することが不可欠である。同時にパリ協定に付随する決定(COP21決定)¹は、この強化された透明性枠組みを実施するにあたって、途上国に対して能力向上を支援するためのイニシアティブ(Capacity-building Initiative for Transparency: CBIT)を立ち上げた。これにより、能力が未だ十分とは言えない途上国も、先進国と足並みを揃え、強化された透明性枠組みに参加、実施できることが期待される。

このCBITの運用は、地球環境ファシリティ(GEF)が担うこととなっている。2016年5月、ボンで開催された第44回補助機関会合(SB44)では、GEFが、CBITの運用方針を専門家らと議論するサイドイベントを実施した。本稿では、そのサイドイベント及び関連する情報を基に、CBITの運用の方向性を概観するとともに、今後の透明性に関する途上国支援における、CBITの役割について整理する。

CBITとは何か：CBITとは、COP21決定で新たに設立された、途上国の透明性に関する能力開発イニシアティブである。その目的は、1) 途上国が国の優先事項と連動させて、透明性に関する活動を実施するための国家組織の強化、2) 協定13条の強化された透明性枠組みを実施するためのツール、トレーニング、支援の提供、3) 継続的に透明性を向上させる支援を実施することである。CBITは、2020年以前・以後の両方の期間を対象に支援を提供する。GEFがその立ち上げ、運用を担うとともに、毎年COPでその進捗状況を報告することが決まっている。第1回目の報告は、今年11月に開催されるCOP22で行われる。

GEFの試み：2016年5月、GEF事務局がCBITの運用方針を発表した。その方針に含まれる支援内容の概要をまとめたものが表1である。CBITによって提供される途上国支援のための活動は、大きく分けて、国レベルと地域・世界レベルの二種類がある。前者は、①政策のモニタリング・評価や透明性に関する知識の政策決定への活用を支援する国家組織体制作り、②より技術的な活動として手法・ガイドライン、排出係数等のデータ改善を支援するツール・トレーニング等の提供、③能力向上の進捗を把握するなどして継続的な能力向上を支援するという3つの活動項目を含んでいる。後者は、様々な支援活動の調整及び知識共有の場として、④グローバル・プラットフォームを通じた支援を想定している。

COP21決定にならい、全ての途上国がCBITに対して支援を求めることができる。今後、支援を必要とする途上国は、表に挙げられた活動を参考としながら、GEFパートナー機関等を通じて、GEF事務局に対し支援要請を行う流れとなっている。

CBITに期待される役割：途上国はこれまで、先進国とは異なる報告要件ではあるが、長年にわたって政策の実施状況や温室効果ガスの排出・吸収インベントリを報告してきた。また、この活動を支援するため、多国間・二国間支援が継続的に実施されている。では、これらの支援と比べ、CBITが新たに立ち上がったことで何が変わろうとしているのか？SB44におけるGEFのサイドイベントでは、CBITの運用方針、支援内容の報告を受け、様々な専門家によるパネル・ディスカッションが実施された。その議論の内容も参考にしながら、以下、CBITに期待される役割についてまとめる。

¹ UNFCCC (2015) 1/CP.21 FCCC/CP/2015/10/Add.1

表1 CBITの支援内容²

項目	内容(一部抜粋)
国レベル	
① 国家の優先課題と連動させながら、透明性に関する活動を実施する国家組織の能力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策の計画、実施、モニタリング、評価 ・ 透明性に関する知識の政策決定・実施への活用 ・ 情報・知識の管理体制
② 協定13条を実施するために必要なツール、トレーニング、支援の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改善された手法、ガイドライン等を利用するためのツールへのアクセス ・ 国別トレーニングと専門家交流 ・ 国固有の排出係数と活動量の開発 ・ 政策の影響評価
③ 透明性の継続的な向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 能力強化の必要性の特定 ・ 能力強化の進捗評価ツール
地域・世界レベル	
④ グローバル・プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国別、二国間、多国間で実施されている様々な支援活動の調整 ・ 知識共有、相互学習の最大化
⑤ 追加的な要素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透明性、能力強化の必要性に関するグローバルな分析 ・ 優良事例の開発と共有 ・ 参加国における進捗評価ツールの活用

(筆者記)

1) 調整の重要性：上述の通り、透明性に関連した支援はこれまでも実施されているが、これら支援活動は、それぞれ固有の目的を持って行われてきており、必ずしも相互に連携をとって活動を推進し

てきたとは言いがたい。今後パリ協定に基づき、途上国への支援が一層効果的に実施される必要がある中、これら支援活動間の連携の強化が望まれる。GEFのCBITは、まさに様々な活動の拠り所となる様な、調整的機能を期待されている。

- 2) 広がるスコープへの対応：協定13条に示された透明性枠組みに含まれる情報の要素は、温室効果ガスインベントリーと国の目標(NDC)達成に向けた進捗を把握するために必要な情報の2種類である。前者は、程度の差はあるものの、ほぼ全ての途上国が既に経験を有しているのに対して、後者は、“NDC達成に対する”進捗の報告という点で、新しい分野であり技術的知見も比較的少ない。このような中、CBITは、途上国が2つの要素を満たすための能力構築を進めることになる。広がるスコープに対応する手段の一つとして考えられるのは、GEF関係機関に限定しない幅広い専門家の活用・育成である(例えば、Coalition on Paris Agreement Capacity Building³など)。また、未開の分野で知見を蓄え向上させて行くためには、どのような能力向上支援が効果的なのか開発する、実験的な試みの後押しも不可欠である。
- 3) 支援の効果に対する理解：更にCBITを含む今後の能力強化支援に求められる点としては、能力がどのように向上し、その向上に対して能力支援がどのような効果をもたらしたか、又もしも効果が見られなかった場合、一体何が原因か、といった支援の効果に対する理解を深めることである。この点、研究者が協力しながら、過去・現在の取り組みの包括的なレビューを行う必要があると考えられる。

² GEF (2016) PROGRAMMING DIRECTIONS FOR THE CAPACITY-BUILDING INITIATIVE FOR TRANSPARENCY
https://www.thegef.org/gef/sites/thegef.org/files/documents/EN_GEF_C.50.06_CBIT_Programming_Directions_0.pdf

³ Coalition on Paris Agreement Capacity Building (2016)
<http://capacitybuildingcoalition.org/strategy-doc/>

テーマ別：グローバル・ストックテイク

パリ協定のグローバル・ストックテイクによる 目的の達成、野心引き上げに向けた議論と課題



気候変動とエネルギー領域
研究員
吉野 まどか

はじめに

昨年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の第21回締約国会議 (COP21) にて合意された「パリ協定 (Paris Agreement)」は、全ての国に適用される新たな気候変動枠組みとして、各国から歓迎された。パリにおける各国の熱意の継続を示すように、本年4月22日に米国・ニューヨークで開催されたパリ協定の署名式では、170カ国以上が署名し¹、現時点の署名国は180カ国、更にパリ協定の批准国は、最近では8月1日の韓国や9月3日の米国、中国の締結により、27カ国となった²。パリ協定の発効には、55カ国および全世界の排出量の55%を占める国の批准という二つの基準が設けられているが、米中が締結し、ブラジル、インドなどが2016年中の批准を検討していることより、本年中の発効も視野に入ってきている³。このような状況の下、本年5月16日から26日にかけて、パリCOP以降初めての国連気候変動会議がドイツ・ボンにて開催され、パリ協定の実施に向けた議論が開始した。本稿では、パリ協定の目的の達成に向けた仕組みの一つである「グローバル・ストックテイク」について、その議論と課題を概説する。

パリ協定の目的

パリ協定の目的は、2条に規定されている。気候変動の脅威に対する世界全体の対応を強化するため、3つの長期目標を掲げている。第一に、長期的な気温目標を設定し、産業革命以前と比べて地球の平均気温の上昇を2℃より十分低く抑え、1.5℃以下に向けた努力を追求すること。第二に、気候変動の悪影響への適応力と気候耐性があり、温室効果ガス (GHG) の排出量が低い発展を促進すること。第三に、資金フローを

低GHG排出と気候耐性のある発展の道筋に合致したものとすることである (協定2条)。気候変動の悪影響が大きいとされる小島嶼国やアフリカ諸国などの交渉グループは「1.5℃目標」への合意を強く求めていたため、パリ協定に「平均気温の上昇を2℃より十分に低く、1.5℃以下に向けた努力を追及する」との長期 (気温) 目標が含まれたことへの喜びの声は、パリCOP最終日に多くの国から聴かれた。

目的の達成に向けた課題

一方、この長期目標の達成への道は容易ではない。本年4月までに、2020年以降の排出削減目標となる「自主的に決定する約束 (貢献) 草案 (INDC)」は、162 (190カ国・地域より)⁴ 提出されている。これは世界の排出量の99%を占めている⁵。目標の種類は国により異なり、経済全体を対象とする数値目標を掲げるものもあれば、排出ピーク時期を示したり、主要セクターのみを対象とするものや、政策や計画を列挙し数値目標がないもの、基準が明確でない、前提条件があるなどの課題がみられる。そのため、これらのINDCの実施による世界全体の予測排出削減量には幅が生じるものの、UNFCCC事務局の作成した報告によれば、支援などの条件付きの対策も全て実施された場合の排出量は、2025年に54.1 (51.4~55.8) GtCO₂換算、2030年に55.5 (52.0~57.0) GtCO₂換算となる。これは、2℃達成にむけた最低費用シナリオの排出の道筋と比べて、2025年に8.7 (4.5~13.3) GtCO₂換算、2030年に15.2 (10.1~21.1) GtCO₂換算で排出量が大きい⁶。現在のINDCにより推測される排出の道筋であっても、2025年、2030年以降にこれまでの2倍の速さで排出削減を行えば気温上昇を2℃に抑えることは可能であるとされるが、当然その実施費用は高くなる。できる限り早期に対策を開始することで費用を抑えると共に、排出量やエネルギー使用量の大きな技術へのロックインを回避

¹ UNFCCC. パリ協定の締結.
http://unfccc.int/paris_agreement/items/9444.php (2016年9月8日)

² 8月には他にパナマ、9月はクック諸島、ラオスが締結している。尚、米国は議事に諮らず大統領権限でパリ協定を受諾 (Accession) により締結している。UN Treaty Collection. パリ協定の締結状況.
https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtidsg_no=XXVII-7-d&chapter=27&clang=en (2016年9月8日時点)

³ 現時点でパリ協定を批准している27カ国の排出量合計は、世界の39.08%である。パリ協定発効に関する法的要件および含意についてUNFCCC事務局がまとめている。発効要件が満たされてから1か月後の発効となる。
http://unfccc.int/files/paris_agreement/application/pdf/entry_into_force_of_papdf

⁴ EUとEUに加盟する28カ国は、EUとして1つのINDCを提出しているため、161のINDCは189の締約国相当となる。

⁵ 161のINDCを統合した効果について、UNFCCC事務局が昨年10月の報告書を更新し、本年5月2日に発表している。UNFCCC.2016. Aggregate effect of the intended nationally determined contributions: an update. Synthesis report by the secretariat. FCCC/CP/2016/2.

⁶ UNFCCC事務局作成の同統合報告書の試算より。
<http://unfccc.int/resource/docs/2016/cop22/eng/02.pdf>

できる、排出量をマイナスにする技術への依存度を低減できるなどの可能性が出てくるため目標達成の可能性が高まる⁷。

パリ協定の目的達成に向けた進捗確認と対策強化の仕組み：グローバル・ストックテイク

このパリ協定の目的および長期目標の達成に向けた世界全体の進捗状況を定期的に確認し、取り組みを強化していく仕組みとして、「グローバル・ストックテイク」がパリ協定の第14条に規定された。グローバル・ストックテイクは、各国が自主的に決定する貢献(NDC)を更新・提出する2年前に実施される。各国には、以下(3)にあるように、グローバル・ストックテイクの成果を受けて、次のNDCにおける目標や取り組みを強化し、5年毎に徐々に引き上げていくことが求められている。

パリ協定14条は以下のとおり規定されている。

- (1) パリ協定の目的および長期目標の達成に向けた全体的な進捗を評価するために、パリ協定の実施状況について定期的に確認する(グローバル・ストックテイク)。これは、緩和、適応、実施手段と支援について、衡平および最新の科学に照らし、包括的かつ促進的な方法により実施される。
- (2) パリ協定締約国会議(CMA)が別段の決定を行う場合を除き、第一回グローバル・ストックテイクは2023年に実施され、その後は5年毎に実施される。
- (3) グローバル・ストックテイクの成果は、締約国が、この協定の規定に従って自国が決定する方法によりその行動や支援を更新し、および強化し、気候変動行動のための国際協力を強化する際の情報を提供する。

また、パリにおけるCOP決定1/CP.21の paragraph 99には、グローバル・ストックテイクの情報源として、各国のNDCsを合計した影響、IPCCの報告書、補助機関(SB)からのレポートなどが記載されているが、これに限定されず情報源を検討することを決定している。

グローバル・ストックテイクの目的および実施頻度についてはパリ協定に規定されたが、その実施の際に活用される情報や実施方法、実施形式などの詳細については2016年5月の補助機関会合(SB)およびパリ協定特別作業部会(APA)から議論を開始し、第一回CMAまでにCOPにて決定することになっている。

グローバル・ストックテイクに関する議論

5月の会合では、第44回科学的上・技術上の的助言のための補助機関会合(SBSTA)にて、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)からの報告書などが、どのようにグローバル・ストックテイクに情報提供できるかをAPAに助言するための議論を開始した(SBSTA44議題6b)。会期中には、同議題と関連してSBSTAとIPCCが特別イベントを開催し、IPCCがパリ合意およびCOP21における決定を受けて、2018年9月に1.5℃の排出パスに関する特別報告書の作成・公表を決定したことや、第一回グローバル・ストックテイク開催の2023年の前年となる2022年には、IPCCの第6次評価報告書の統合報告書を採択予定であることの説明があった⁸。同イベントを受けて実施された交渉では、本年9月12日までに各国からの意見提出を求めることを決定し、次回会合での議論継続に同意した⁹。昨年のパリ会合では、この議論の結論を、2016年11月の第二回APA会合までに出すことを決定しているが、後述のとおり、グローバル・ストックテイク全体に関する議論もAPAで開始されたばかりであるため、どの程度議論が進むのかはAPAの議論次第ではないか。

他方APAでのグローバル・ストックテイクの議論は、前述のとおり第一回CMAまでに結論を出すことになっている。5月は、限定的な議論ではあったものの、緩和、適応、資金支援は情報源も議論の方法も異なるとの意見や、透明性枠組みとの関連性があるとの意見も聞かれた¹⁰。また、実施の形式については、2013年から2015年に実施された長期目標および長期目標への進捗状況に関する定期レビューの際に行われた、専門家が発表を行い、各国との対話を行いながら議論を深める「専門家対話」のような形式の活用が有益であるとの意見が複数の国、交渉グループから聞かれた¹¹。また、緩和、適応、資金の議論の後に、例えば閣僚級が参加する「政治的な」会合を開催する案も出された。SBSTA同様に、APAも、グローバル・ストックテイクに関して各国およびオブザーバーに、9月30日までに意見を提出するよう求めている(APA1-1報告書)¹²。

⁸ SBSTA-IPCC特別イベントのアジェンダや発表資料は以下に掲載されている。
http://unfccc.int/science/workstreams/cooperation_with_the_ipcc/items/9535.php

⁹ サブミッションについては、SBSTA44議題6(b)結論文(5月25日版)のバラ5を参照されたい。
<http://unfccc.int/resource/docs/2016/sbsta/eng/I16.pdf>

¹⁰ IISDのEarth Negotiation Bulletin. 2016年5月25日版(Vol. 12 No. 674 p.3)など。
<http://www.iisd.ca/download/pdf/enb12674e.pdf>

¹¹ IISDのCountries Discuss Role of IPCC in Global Stocktake under UNFCCC (2016年5月18日)
<http://climate-iiisd.org/news/countries-discuss-role-of-ipcc-in-global-stocktake-under-unfccc/>
サウジアラビアからは専門家対話への言及に反対する意見が複数の会合にて見られた。

¹² APA1-1報告書のバラ22(d)にグローバル・ストックテイクに関するサブミッションを9月30日までに招請(invite)することが記載されている。
<http://unfccc.int/resource/docs/2016/apa/eng/02.pdf>

⁷ UNEPのEmission Gap Report 2015など
http://uneplive.unep.org/media/docs/theme/13/EGR_2015_ES_English_Embargoed.pdf

グローバル・ストックテイクを野心引き上げにつなげるために：今後の課題

各国が現時点で提出している2020年以降のGHG削減目標であるNDCsとその草案であるINDCは、パリ協定の目的達成には不十分であるため、現在各国が発表している取り組みが着実に実施されることはもとより、その強化が不可欠である。グローバル・ストックテイクを野心引き上げにつなげるには、1) 世界全体の進捗状況の正確な把握、つまり積み上げた取り組み状況の確認、2) パリ協定の目的に対して進捗の不足、あるいは遅れがみられる点の特定、3) GHG削減に向けた課題および機会の特定、4) 各国へのNDC引き上げの促進が重要となる。

これらの観点より、まず情報源は、各国の取り組みをより正確に把握できるような情報の提出、検証制度を構築していくことが重要である¹³。透明性の確保により、効果的なグローバル・ストックテイク、つまり現状確認が可能となる。その際、最新の科学を用いて長期目標への進捗状況を客観的に確認できるようにすることが重要である。また、機会の確認の点からは国際エネルギー機関(IEA)などによる低炭素技術の導入や再生可能エネルギーの導入による排出削減ポテンシャルなどを合わせて検討することも、グローバル・ストックテイクの結果を行動に移すために重要になるのではないかと。また、国ごとの取組のみならず、気候変動対策に積極的な地方自治体や企業などの取組を促す機会とすることも検討すべきではないか¹⁴。

また、グローバル・ストックテイクの形式および実施方法については、未定事項が多く今後検討していくことになるが、野心引き上げのためには以下の要素の検討が必要である¹⁵。1) 開催期間(5年ごとのプロセスをいつから開始すべきか。1度の会合か、複数回会合を開催するのか)、2) 参加者および実施の形式(委員を選定した委員会形式か、自由参加形式か。参加者は事務方、専門家レベルかあるいは閣僚級も含めるのか)、3) 成果の作成方法(グローバル・ストックテイクの成果を誰が、どのような形で作成するのか。成果、例えば報告書などの交渉を行うのか否か。CMA決定を作成するのか)、4) 成果に基づきどのような行動がとられるのか(各国のNDC引き上げにつなげるために何が必要か。CMA決定か、提言か)。プロセスを通して、すべての国が参加し、オーナーシップを醸成することが、その結果の受容性の向上、ひいては成果に基づく各国の対応に結び付きやすいと考えられる。この観点からは、グローバル・ストックテイクの成果を政策決定者が確認し、受け止められる機会を作ることが、政治的なモメンタムの確保と、各国の取り組みの強化につながるのではないかと。また、例えば省エネや低炭素技術、炭素税の導入などの技術評価プロセスで特定されて取組の強化が期待される分野を特定し、具体的な対応方法を検討し、共有することも、各国が自国の次の取り組みを検討する際に参考となるのではないだろうか。こうした考え方を踏まえたグローバル・ストックテイクの制度設計が求められる。

¹³ 本号掲載の「透明性」に関する議論を参照されたい。

¹⁴ 5月のAPA会合では、日本、インドネシア、ノルウェー、ニュージーランドなどが非政府主体からのインプットの検討に言及していた。IISD. 2016年5月25日版より
<http://www.iisd.ca/download/pdf/enb12674e.pdf>

¹⁵ 5月会合にて有志途上国グループ(LMDC)や、WRIのブログでも複数の検討事項が挙げられている。WRI. 2016. INSIDER: 4 Key Questions for the Design of the Global Stocktake.
<http://www.wri.org/blog/2016/05/insider-4-key-questions-design-global-stocktake>

パリ協定の発効の見通しと早期発効の影響



名古屋大学 大学院環境学研究科 教授
高村 ゆかり

1. はじめに

2015年12月12日、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が採択したパリ協定は、1997年の京都議定書の採択以来18年ぶりに合意された、気候変動への対処を目的とする法的拘束力を有する国際条約である。パリ協定は、今世紀後半の「ゼロ・エミッション」「脱炭素化」という明確なビジョンを示し、5年ごとに各国が目標を見直し、提出する目標引き上げメカニズム(ratchet-up mechanism)を設置した。附属書I国(先進国)と非附属書I国(途上国)という2つの国のグループを基礎とした義務の差異化から、共通の義務の枠組みを基本としつつ、緩和、適応といった問題ごとに、国の状況に応じて柔軟でより動的な差異化へと制度の転換を図っている¹。

2016年に入って、2016年中のパリ協定の発効をめざす動きが強まり、各国の締結手続が進行している。後述するように、2016年中のパリ協定の効力発生(発効)はかなり現実味を帯びてきた。2016年5月に開催されたパリ協定合意後最初の交渉会合でも、想定していたよりも早く発効した場合にどうなるのか、どのように対応すべきかが議論となった。

本稿では、パリ協定の発効をめぐる状況とその背景を紹介した後、法的観点から見た早期の発効に伴って生じうる影響とその対応について紹介したい。

2. パリ協定の発効をめぐる状況

(1) パリ協定の発効要件

パリ協定21条1は、「この協定は、55以上の条約の締約国であって、温室効果ガスの総排出量のうち少なくとも推計される55パーセントを占める温室効果ガスを排出する締約国に相当するものが、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後30日目の日に効力を生ずる。」と定めている。すなわち、①55以上の気候変動枠組条約の締約国が締結すること、②締結した国の温室効果ガスの排出量の推計の総和が温室効果ガ

スの総排出量の55%以上であることの2つが発効の条件となっている。京都議定書は、附属書I締約国の排出量の55%が発効要件であったのに対して、パリ協定は、すべての締約国の排出量の55%が発効要件となっている。先進国は自国の排出量を毎年報告するが、途上国による排出量の報告の頻度・間隔は様々で、最新の排出量が報告された年が様々であるため、各国がパリ協定採択の日より前で、直前に報告した異なる年の排出量を発効要件を満たしたかの判断のために限って便宜的に用いている(21条2)²。

(2) パリ協定締結の状況と発効の見通し

2016年8月17日時点で、1.08%の排出量に相当する22カ国³が締結している⁴。

パリ協定採択に向けた交渉では、パリ協定の実施規則策定の交渉にかかる時間や、締結のための手続に時間がかかる国・地域が存在すること⁵などを考慮し、おおよそ2018年頃の発効が念頭に置かれていた。他方、2016年に入ってから、2016年中のパリ協定の発効に向けた動きが加速している。2016年3月31日の米中首脳共同声明において、「米中は、2016年4月22日にパリ協定に署名し、2016年のできるだけ早期にパリ協定を締結するために、それぞれ国内措置をとる(The United States and China will sign the Paris Agreement on April 22nd and take their respective domestic steps in order to join the Agreement as early as possible

² 発効要件の判断のための排出量の一覧は、Annex I Information provided in accordance with paragraph 104 of decision 1/CP.21 related to entry into force of the Paris Agreement (Article 21), FCCC/CP/2015/10, p. 30以下。
<http://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/10.pdf#page=30>
(2016年8月17日参照。特に断りのない場合にはURLは同日に参照した)。

³ バルバドス、バリーズ、カメルーン、北朝鮮、フィジー、グレナダ、ガイアナ、モルディヴ、マーシャル諸島、モーリシャス、ナウル、ノルウェー、パラオ、ペルー、サモア、セイシェル、ソマリア、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、パレスチナ、ツバルの22カ国。主として島嶼国である。

⁴ 最新のパリ協定の締結状況は国連のUnited Nations Treaty Collectionのサイトで知ることができる。
https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXVII-7-d&chapter=27&clang=_en

⁵ 例えば、EUの場合、欧州委員会がパリ協定批准を欧州議会と理事会に諮り、双方の同意が必要である。EUは1990年比で少なくとも40%削減という2030年目標を提出しているが、EUの排出量取引制度の対象となっている分野以外の交通、民生などの分野の排出削減の努力のEU加盟国間での配分についても合意に至ることが必要で、通常の方法で手続を進めれば、2年くらいかかるものと見込まれていた。

¹ パリ協定の合意内容とその評価に関する詳細については次の拙稿をご覧ください。高村ゆかり「気候変動政策の国際枠組み—パリ協定の合意とパリ後の世界」『季刊環境研究』March/2016 No.181(2016年)、高村ゆかり「パリ協定で何が決まったか—その評価と課題」『環境と公害』Vol.45 No.4(2016年)、「パリ協定で何が決まったのか—パリ協定の評価とインパクト」『法学教室』2016年5月号(No.428)(2016年)。

表1 2016年中の締結を公に表明している国(2016年8月17日時点)

国名	排出量	公式表明など
中国	20.09%	米中首脳共同声明(2016年3月)
米国	17.89%	米中首脳共同声明(2016年3月)
ブラジル	2.48%	協定締結議会承認(2016年8月)。9月締結との報道(同年8月)
カナダ	1.95%	署名式典での声明「年内締結」、パリ協定早期発効促進会議での「年内締結」の声明(2016年4月)。北米首脳声明(同年6月)
メキシコ	1.70%	パリ協定早期発効促進会議での「年内締結」の声明(2016年4月)。北米首脳声明(2016年6月)
インドネシア	1.49%	署名式典での声明「効力発生前に締結」(2016年4月)
オーストラリア	1.46%	署名式典での声明「年内締結に努力」(2016年4月)
ウクライナ	1.04%	パリ協定締結法を議会承認、大統領が署名(2016年8月)
シエラレオネ	0.98%	署名式典での声明(2016年4月)
アルゼンチン	0.89%	署名式典での声明「早期締結に最大限努力」、パリ協定早期発効促進会議での「年内締結」の声明(2016年4月)。「年内締結」と外相発言との報道(同年8月)
カザフスタン	0.84%	パリ協定早期発効促進会議での「年内締結」の声明(2016年4月)
ベトナム	0.72%	米ベトナム共同声明(2016年5月)
その他(20カ国)	2.14%	バングラデシュ(0.27%)、チリ(0.25%)、モロッコ(0.16%)、ニュージーランド(0.22%)、フィリピン(0.34%)など
すでに締結した国(22カ国)	1.08%	カメルーン(0.45%)、ノルウェー(0.14%)、ペルー(0.22%)など
総計 54カ国	54.75%	

this year)」ことを確認した⁶。2016年4月22日に国連事務総長が開催したハイレベルの署名式典の機会にも少なからぬ国が2016年中の締結を表明した。その後5月に日本で開催されたG7伊勢志摩サミットの首脳宣言でも、「G7首脳は、…できるだけ速やかにパリ協定の批准を確保するための必要な措置を取ることを約束し、2016年の発効をめざして尽力し、批准を行うようすべての締約国に要請する(The G7… commits to taking the necessary steps to secure ratification … of the Paris Agreement as soon as possible, and calls on all Parties to do so striving for a goal of entry into force in 2016)」としている⁷。

表1は、2016年中の締結を公に表明したことが確認される国である。すでに国連事務総長に批准書を寄託し正式に締結した国を含めると54.75%に相当する54カ国となる。もちろん公に表明したが、国内の事情で締結手続が想定通り進まないという国もありうる。他方、この表では、2016年の年内発効の見通しを保守的に見るために、すでに締結の国内手続を終えたがEUの締結に向けた手続の進行を待っていると思われるフランス(1.34%)、ハンガリー(0.15%)、締結の閣議決定を終えたと報道されているイラン(1.30%)⁸などを含めていない。米印首脳共同声明(2016年6月7日)で、

「共有する目標(できるだけ速やかな発効)に向けて作業するプロセスを開始した」とするインド(4.10%)⁹、パリ協定批准の準備文書が10月までに整うと副首相がCOP21の議長ロワイヤル仏環境大臣に発言したと報道されているロシア(7.53%)¹⁰も含めていない。2016年6月10日、欧州委員会がパリ協定批准案を欧州議会と欧州理事会に提出し、「できるだけ速やかなパリ協定承認」を求めたEU(12.08%)も同様である¹¹。こうして見ると、「55カ国、55%」というパリ協定の発効要件を2016年中に満たす可能性は保守的に見ても相当に高いということがわかる。2016年9月に国連事務総長のイニシアティブで開催される早期発効を促すハイレベルの会合、そして(その頃と目される)米中の締結を機会に、さらに締結する国の数は増えると予想される。

(3) なぜ「2016年中の発効」なのか

なぜ、2016年中の発効がめざされているのかは、米国の大統領選挙と密接に関わる。

共和党の大統領候補トランプ氏は、「京都議定書についてもパリ協定についても議論をしない(We reject the agendas of both the Kyoto Protocol and the Paris Agreement)」という公約を表明している¹²。現在の

⁶ U.S.-China Joint Presidential Statement on Climate Change, March 31, 2016. <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2016/03/31/us-china-joint-presidential-statement-climate-change>

⁷ G7 Ise-Shima Leaders' Declaration, G7 Ise-Shima Summit, 26-27 May 2016. <http://www.mofa.go.jp/files/000160266.pdf>

⁸ Iran ratifies Paris climate deal, bringing it closer to enter into force, *Teheran Times*, July 16, 2016. <http://www.tehrantimes.com/news/404262/Iran-ratifies-Paris-climate-deal-bringing-it-closer-to-enter>

⁹ Joint Statement: The United States and India: Enduring Global Partners in the 21st Century, June 7, 2016. <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2016/06/07/joint-statement-united-states-and-india-enduring-global-partners-21st>

¹⁰ Russia moots change to 2030 emissions target, *Climate Home*, May 31, 2016. <http://www.climatechangenews.com/2016/05/31/russia-moots-change-to-2030-emissions-target/>

¹¹ なお、パリ協定21条4に基づいて、EUの批准書は、EUの構成国によって寄託された批准書に追加して数えてはならないこととなっている。

¹² *Republican Platform 2016*, p. 22. <https://www.gop.com/the-2016-republican-party-platform/>

オバマ政権がパリ協定を締結し、パリ協定が発効要件を満たして米国について効力が発生した場合、米国は法的にパリ協定に拘束されることになる。仮にその後、次期政権がパリ協定から脱退しようとするれば、パリ協定の規定にしたがってのみ脱退は可能である。パリ協定の脱退に関する規定(28条。特に断りがない場合は()内はパリ協定の条数)によれば、その国について効力が発生してから3年間は脱退の通告ができず、その通告後1年は脱退できない。したがって、パリ協定が発効すれば米国の次期政権はほぼその任期中に脱退の権利を行使できないことになる。他方、米国が締結したが、次期政権に交代する前にパリ協定が発効しなかった場合、国際条約に関する国際ルールを定める条約法条約18条(b)に基づいて、米国は「その表明の時から条約が効力を生ずる時までの間」、「条約の趣旨及び目的を失わせることとなるような行為を行わないようにする義務がある」が、条約に拘束されることへの同意(締結)の撤回は、外交上望ましくないと見られるにしても、法的には可能である。世界第2の排出国である米国の参加は、当然パリ協定の実効性の評価に影響を及ぼし、他の国々の締結、そして、パリ協定の実効と運用にも影響を及ぼさう。パリ協定の年内発効がめざされるのにはこうした背景がある。

3. パリ協定の早期発効がもたらす影響

前述のように、順調にいけば2016年中、遅くとも2017年の早い段階でパリ協定は発効する見込みである。パリ協定は、交渉開始を決定したCOP17決定(2011年)では2020年から作動することが予定されていたが、合意されたパリ協定には、それまでに効力が発生することを禁止する規定はない。

パリ協定が発効すると、パリ協定の第1回の締約国会議(CMA1)が、発効後最初に開催される気候変動枠組条約の締約国会議(COP)の折に開催されることとなる(16条6)。パリ協定は発効要件(55カ国、55%)を満たしてから30日で効力を発生するため、2016年10月7日までに発効要件を満たし、11月6日までに発効すれば、11月7日からモロッコ・マラケシュで開催されるCOP22の折にCMA1が開催されることとなる。同様に、2017年10月6日までに発効要件を満たし、11月5日までに発効すれば、2017年11月6日からの開催が予定されているCOP23の折にCMA1が開催されることとなる。2016年10月7日までに発効要件を満たすこと=COP22の折にCMA1開催となることは難しいかもしれないが、2017年11月のCOP23の際にCMA1開催となることは十分ありうる。

(1) 制度への影響

パリ協定が発効すると、パリ協定の下にCMA、補助機関が設置される。パリ協定の下でのこれらの機関による意思決定は、パリ協定の締約国による。締結し

ていない国はオブザーバーとして議論に参加できる¹³が、意思決定に加わることはできない(16条2、18条2)。CMAや補助機関の議長団(Bureau)のメンバーもパリ協定の締約国に限られる(16条3、18条3)。このことは、COP議長にも該当する。通常、COPのホスト国がCOPの議長国となるが、パリ協定を締結していない国がCMAの議長を務めることはできないため、パリ協定を締結していない国がCOPのホスト国となる場合、CMAの議長については別にパリ協定の締約国から選ぶことが必要となる。

パリ協定が発効しても気候変動枠組条約と京都議定書がなくなるわけではない。パリ協定は、気候変動枠組条約の下で採択された国際条約で、パリ協定発効後も継続することが前提となっている。京都議定書は終了に関する規定を置いておらず、パリ協定の発効によって自動的に京都議定書が終了するわけではない。したがって、気候変動枠組条約、京都議定書に関する交渉事項は依然として残る。これにパリ協定の交渉事項が加わるため、実務的には、3つの国際条約の交渉を(現在11日間の)限られた交渉会合でどのように運営するのかという点も課題である。

(2) パリ協定の実施規則の交渉への影響

京都議定書の場合、その実施規則は、気候変動枠組条約のCOPの下で交渉され、2001年にCOP7が実施規則案として合意し、その後各国の締結が進んで、2005年に京都議定書が発効した。同年に開催された第1回の京都議定書の締約国会合は、2001年にCOPが採択した実施規則案を基に、(修正が行われたところはあるが)基本的にCOPが合意した実施規則をそのまま承認した。京都議定書と異なるのは、パリ協定は、その実施規則の交渉中、合意に至る前に発効する可能性が高いことである。

表2からわかるように、パリ協定とその実施のために合意されたCOP21の決定では、CMA、特にCMA1で相当数の事項を決定することを求めている。その交渉を担っているのは、(パリ協定発効前なので当然だが)パリ協定に関する作業部会(APA)など気候変動枠組条約の下に設置された補助機関である。

パリ協定発効後も、CMA1開催までの間は、COPとその補助機関(APAを含む)が作業を継続することとなるが、パリ協定のCMA1が開催され、機能するようになった後は、パリ協定に関する交渉は、パリ協定の唯一で最高の意思決定機関であるCMAの監督の下に置かれることとなる。問題となるのは、交渉中の実施規則の交渉をどうするのかという点である。一つの論点は、パリ協定とCOP21決定がCMA1で決定すると定めた事項について、規定どおりCMA1で決定するかど

¹³ 京都議定書採択後の実施規則の交渉の折にも、包摂的アプローチ(inclusive approach)がとられ、公式、非公式の交渉会合での発言や提案・意見の提出が非締約国にも認められていた。

表2 パリ後に残る「宿題」

分野	パリ協定	COP決定 パラグラフ	交渉事項(宿題)	検討のフォーラム	期限・スケジュール
緩和	4.10	-	NDC(Nationally Determined Contribution)の共通の時間枠の検討	第1回CMA	-
	4.11	-	NDCの引き上げのための調整のガイダンス	-	CMAで採択
		26	NDCの特徴に関するさらなるガイダンスの作成	APA	第1回CMAで採択
		28	NDCについて提出されるべき情報に関するガイダンスの作成	APA	第1回CMAで採択
	4.12	29	NDCを記録する公開の登録簿の運営と利用に関する方法及び手続の作成	SBI	第1回CMAで採択
	4.13	31	NDCのアカウントティングに関するガイダンスの作成	APA	第1回CMAで採択
		34	対応措置実施の影響に関するフォーラムの方法、作業計画、機能	SBI/SBSTA	第1回CMAで採択
	6.2	36	協定6条2に規定する国際的に移転される緩和成果の使用を伴う協力アプローチのガイダンスの作成	SBSTA	第1回CMAで採択
	6.4, 6.7	37, 38	協定6条4に規定する削減を支援し持続可能な発展を促進するメカニズムの規則、方法及び手続の作成	SBSTA	第1回CMAで採択
	6.8	39, 40	非市場アプローチの枠組みに基づく作業計画に関するCMA決定草案の作成	SBSTA	第1回CMAで採択
適応	7.3	41	途上国の適応努力を承認する方法の作成	AC/LEG	第1回CMAで採択
		42	①枠組条約に基づく適応関連の制度的措置の作業のレビュー ②適応ニーズの評価のための方法論の検討を行い勧告を作成	AC	第1回CMAで採択
		45	①適応支援の資金動員を容易にするのに必要な措置 ②適応と支援の十分さと有効性のレビューに関する方法論の作成	AC/LEG + SCF など他の機関が協働	第1回CMAで採択
資金	9.3	53	1000億米ドルを下限とする新しい資金数値目標の設定	CMA	2025年までに
	9.5	55	資金支援に関して隔年で提出されるべき定量的、定性的な情報の確認	COP	COP22(2016年)にプロセスを開始。第1回CMAで採択
	'9.7	57	公的関与を通じて提供・動員される資金のアカウントティングの方法の作成	SBSTA	2018年11月のCOP24で検討。第1回CMAで採択
		59, 60	適応基金に関する事項の検討	CMP	第1回CMAで採択
技術	10.4	67	技術枠組みの詳細の策定	SBSTA, COP	SBSTA44(2016年5月)に策定開始、COPに報告、第1回CMAで採択
		70	技術メカニズムに与えられる支援の有効性と十分さについての定期的評価の範囲と方法の策定	SBI, COP	SBI44(2016年5月)に策定開始、COP25(2019年)で検討、採択
能力の開発		76	能力の開発に関するパリ委員会の権限事項の作成	SBI, COP	COP22(2016年)で採択
	11.5	81	能力の開発に関するパリ委員会の進捗、拡大の必要性、有効性、促進に関する検討と制度的措置の促進に関する勧告	COP	COP25(2019年)に検討、第1回CMAに勧告
		83	訓練、公衆の認識向上、公衆の参加、公衆の情報へのアクセスの実施を促進する方法について検討	CMA	第1回CMAで検討
透明性	13.13	91	透明性の枠組みの方法、手続、指針に関する勧告策定と、最初の及びその後の見直しの年の決定	APA	2018年までに作業終了。第1回CMAで採択
全体の進捗 評価 (global stocktake)	14	99	インプットする情報源の特定	APA, COP	第1回CMAで採択
	14	100	IPCCの評価をいかに全体の進捗評価の指針とするかの助言	SBSTA	APA2(2016年11月)へ報告
	14	101	全体の進捗評価の方法の作成と勧告	APA, COP	第1回CMAで採択
実施の促進	15.3	103	委員会の効果的な運営の方法及び手続の作成	APA	第1回CMAで採択

- * COP = 気候変動枠組条約の締約国会議
- * CMP = 京都議定書の締約国会合
- * CMA = パリ協定の締約国会合
- * APA = パリ協定に関する特別作業部会
- * SBI = 実施に関する補助機関
- * SBSTA = 科学的及び技術的助言に関する補助機関
- * AC = 適応委員会
- * LEG = 後発途上国に関する専門家グループ
- * SCF = 気候変動に関する特別基金

出典：高村作成

うかである。パリ協定が発効すれば、発効後開催される最初のCOPの折に、CMA1を開催することはパリ協定に定められており、規定に反して「CMA1を開催しない」といったことはできない。CMA1の時点でパリ協定の締約国がなお少ない場合に実施規則を決定するのか。多数の国々が包摂的アプローチを求めていること、それゆえ、拙速に決定すれば決定した規則の正統性が後に問われるおそれがあることなどを考慮すると、気候変動枠組条約事務局作成のペーパー¹⁴も示唆するように、CMA1を開催し、必要な決定を行った上で、会合を中断し、次のCOPでCMA1を再開し、実施規則を決定するという方法が合意を得られやすく、交渉への支障が小さいだろう。とはいえ、CMA1を繰り返したりまたは長期に中断し、実施規則の決定を先送りするのは、パリ協定が定める諸制度の運用を妨げることにもなり適当ではない。

もう一つの論点は、CMAが実施規則の交渉を監督するとして、実際の交渉をどこが行うのかという点である。①CMAの下で設置される補助機関(SB)、②CMAの下に特別作業部会など新たに補助機関を設置、③APAなどの気候変動枠組条約の機関が引き続き交渉を担うなどの選択肢がある。これらの選択肢は相互に排他的なものではなく、一部の交渉事項をCMAの下で設置する機関に委ねるといった選択肢もありうる。

どこで、どのように交渉を進めるかはCMAが決定する権限を有する。CMAの下に新たな補助機関を設置するとなるとその権限事項などあらためて交渉が必要となることも十分考えられる。また、特にパリ協定の締約国がまだ少ない段階では、パリ協定を締結していない国が決定に参加できないという点で、採択

される実施規則の正統性にも影響する。基本的にはCOP21で決定した機関が引き続き交渉を担う③の選択肢が包摂的アプローチの確保や交渉の迅速化に資するだろう。留意すべきは、いずれの場合もCMAの決定が必要となることである。③の選択肢をとる場合も、交渉を行うAPAなどの機関は、パリ協定の機関ではなく気候変動枠組条約の機関であるため、CMAの監督の下で気候変動枠組条約の機関に交渉を委ねることをCMAが決定し、その上で気候変動枠組条約のCOPにその旨を要請し、COPがそれを決定するという手続をとることが必要となる。

4. 結びにかえて

パリ協定の早期発効の見通し、そして、パリ協定の締約国のみがパリ協定に関する事項に決定権を有することをふまえ、日本もパリ協定締結の準備を早急に進める必要がある。G7伊勢志摩サミットの首脳宣言も示すように、日本も含め多くの国が長年追求してきた主要排出国の参加を可能にするこの枠組みを維持し、発展させることこそが当面の気候変動対策の鍵であると認識されている。2016年発効に向け、発効要件の排出量3.79%を占める日本の締結に今後国際社会の大きな注目と期待が集まることを十分認識して対処する必要がある。

また、パリ協定の実施規則に関するその後交渉の進め方についてCMA1で何らかの合意・決定が必要となる。今年11月開催のCOP22でもそれが交渉議題となることが考えられ、その点についての検討を進めておくことも必要である。

本稿を脱稿後、9月3日、米国と中国がパリ協定を締結した。また、表1には含まれていないクック諸島(0.00%)が9月1日に、ラオス(0.02%)が9月7日にパリ協定を締結した。9月9日時点で、アラブ首長国連邦(0.53%)、スリランカ(0.05%)もすでに国内手続を終え、締結を決定していると報道されている。

¹⁴ 早期発効の影響について気候変動枠組条約事務局が情報ペーパーを作成している。Entry into force of the Paris Agreement: legal requirements and implications, Information Note, Prepared by the UNFCCC Legal Affairs Programme, 7 April 2016. https://unfccc.int/files/paris_agreement/application/pdf/entry_into_force_of_pa.pdf

出版・活動報告

気候変動とエネルギー領域

<http://www.iges.or.jp/jp/climate-energy/index.html>

クライメート・エッジ バックナンバー

<http://climate-edge.net/>

<出版>

IGESワーキングペーパー「How Did Intended Nationally Determined Contributions (INDCs) Address Capacity Building? Implications For Future Communication By Parties On Capacity Building Under The Paris Agreement」(英語) (2016年7月)

This paper surveys a sample of INDCs and assesses how capacity building is identified and mentioned in the context of their pledges towards the Paris Agreement. The paper suggests that it is necessary to improve prior information on capacity building gaps and needs to enhance clarity, transparency and understanding, and to ensure that Parties identify those gaps and needs so that international support can be delivered effectively through the Paris Committee on Capacity-building (PCCB).

詳細：<http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/view.php?docid=6691>

ISAPバックグラウンドペーパー「Steering Global Investment To Be Consistent With The Vision Of The Paris Agreement」(英語) (2016年7月)

The role of private investment becomes more and more important, and it is crucial to achieve the vision of the Paris Agreement to make investment portfolio not only robust against climate risks but also beneficial for developing countries such that their development aspiration can be fulfilled. There are an increasing number of initiatives for such purpose by various stakeholders including international institutions, national and local governments, central banks, private investors, CSOs and researchers, and this paper presents some of major initiatives and discusses the remaining gaps and makes recommendations for steering investment portfolio in consistence with the vision of the Paris Agreement.

詳細：<http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/view.php?docid=6687>

IGESワーキングペーパー「電力部門における温暖化対策の現状と課題：石炭火力及びガス火力発電に対するポリシーミックスの実効性に関する考察」(日本語) (2016年3月)

我が国が掲げる2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減するとの目標の達成に向けて、電力業界が掲げる自主的枠組みの実効性・透明性の向上を引き続き促すとともに、省エネ法、高度化法、情報開示といった政策的措置を講じて、電力業界全体の取組の実効性を確保するポリシーミックスが発表された。本ペーパーでは、これまでに至る経緯を概観した後、自主的枠組みと制度的仕組みを紹介し、電力部門の低炭素化に向けた中長期的な観点からの課題及び石炭火力・ガス火力発電新設に伴う様々なリスクについてまとめた。

詳細：<http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/view.php?docid=6075>

<活動>

開催報告：2016 日中政策研究ワークショップ

(2016年6月23日 中国・北京)

日本・環境省およびエネルギー研究所(中国国家発展改革委員会エネルギー研究所、ERI)と共に日中政策研究ワークショップを開催した。中国、日本、アメリカ、ドイツからの研究者を中心に計40名が参加し、パリ協定の採択を受け、1.5℃/2.0℃目標を達成するための野心引き上げメカニズムのあり方について積極的な意

見交換を実施した。

詳細：<http://www.iges.or.jp/jp/climate-energy/20160623.html>



開催報告：炭素市場(カーボン・マーケット)に関する公開セミナー —パリ協定後の脱炭素社会に向けた世界の動向— (2016年6月18日)

本セミナーでは、国際排出量取引協会(IETA)会長による基調講演や国際機関等から炭素市場に関する世界の動向について報告が行われた。また、各国・国際機関等を交えたパネルディスカッションが行われた。

詳細：<http://www.iges.or.jp/jp/climate-energy/mm/20160618.html>



開催報告：UNFCCC SB44 サイドイベント：アジアの国別目標(Nationally Determined Contributions: NDCs)への野心 —パリ協定実施に向けた重要項目とアクション—COP21 公式サイドイベント「East Asia Low Carbon Growth Dialogue」 (2016年5月24日)

本イベントは、全三部で構成され、第一部では、パリ協定の下で行動を強化するための野心引き上げメカニズムの重要性に関する発表が行われた。第二部では、研究者やベトナムおよびフィリピンの代表者から、協力的アプローチ、透明性、関連する能力構築に関する発表が行われた。第三部では、会場の参加者との議論や質疑応答が展開されました。本イベントには、政府関係者、研究機関、NGO等から約30名の参加があり、積極的な意見交換が行われた。

詳細：<http://www.iges.or.jp/jp/climate/sb44/20160524.html>



発行日：2016年9月14日

編集・発行：公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES) 気候変動とエネルギー領域
〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11

TEL: 046-855-3860 / FAX: 046-855-3809 / EMAIL: ce-info@iges.or.jp

※このニュースレターの内容は執筆者の見解であり、IGESの見解を述べたものではありません。

Copyright © 2016 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.